熊谷市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区　分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B／A	(参考) 令和4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	192,074	74,740,782	4,677,000	12,391,136	16.6	16.9

※ 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

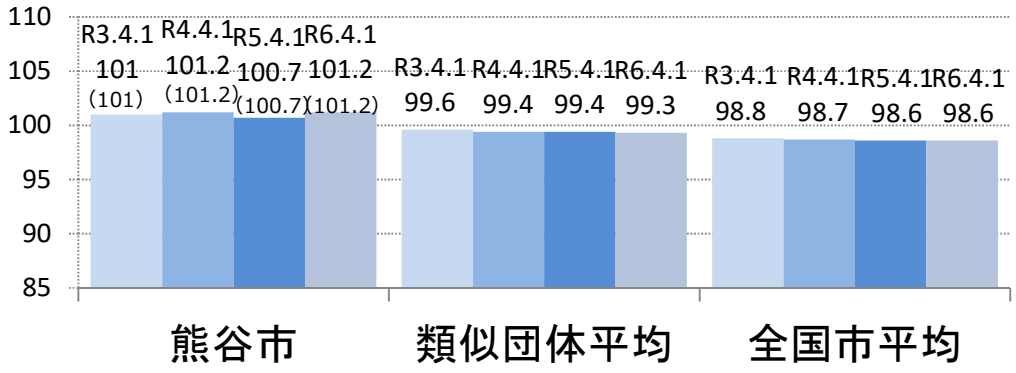
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区　分	職員数 A	給　与　費				一人当たり 給与費 B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	1,247	4,923,168	996,271	2,055,700	7,975,139	6,395

(参考)施行時特例市平均 一人当たり給与費
千円
6,440

※ 職員手当には退職手当を含みません。
※ 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含みません。
※ 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



※ ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
※ ( )書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当の支給率を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。
(補正前のラスパイレス指数×(1＋当該団体の地域手当支給割合)/(1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
※ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
※ ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

ラスパイレス指数が100を超えている原因は、令和6年度に見直しを行ったが初任給基準が国家公務員を上回ることなどが考えられる。今後、給与の適正化により改善を図っていきたい。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し
実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般職の給料表について、国の見直しの内容を踏まえ、平均2.16%引下げた。また激変緩和のため、平成31年3月31日までの経過措置(現給保障)を実施した。
他の給料表についても、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施した。

②地域手当の見直し
実施内容
(支給割合)国基準3%に対し、本市においても3%を支給しています。

	令和3年度 の支給割合	令和4年度 の支給割合	令和5年度 の支給割合	令和6年度 の支給割合
国基準による支給割合	3%	3%	3%	3%
本市の支給割合	3%	3%	3%	3%

※ 地域手当とは、民間賃金や物価が高い地域に支給される手当で、国の基準では最高20%から最低3%と定められており、熊谷市は3%、隣接する東松山市12%、行田市6%、深谷市6%となっています。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
熊谷市	42.4　歳	330,840　円　(340,765)	388,562　円	366,041　円
埼玉県	41.8　歳	319,425　円　(345,937)	411,863　円	367,476　円
国	42.1　歳	323,823　円　(388,587)	－　円	405,378　円
類似団体	42.1　歳	321,300　円　(342,955)	414,930　円	371,283　円

※ 平均給料月額の()内は、地域手当(熊谷市3%、埼玉県8.3%、国20%(特別区)、類似団体6.74%(施行時特例市平均))を加えて算出したものです。

※ 平均給与月額は、埼玉県内で39市中30番目となっています。

②技能労務職

区　分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
熊谷市	51.7　歳	72　人	358,228　円　(368,974)	431,580　円	385,623　円
うち業務職員	55.5　歳	20　人	370,405　円　(381,517)	404,665　円	394,310　円
うち清掃職員	50.3　歳	39　人	356,536　円　(367,232)	451,254　円	384,487　円
埼玉県	54.9　歳	139　人	322,835　円　(349,630)	378,075　円	358,877　円
国	51.2　歳	1,829　人	288,144　円　(345,772)	－　円	330,553　円
類似団体	51.8　歳	109　人	321,861　円　(343,554)	385,283　円	359,440　円

※ 平均給料月額の()内は、地域手当(熊谷市3%、埼玉県8.3%、国20%(特別区)、類似団体6.74%(施行時特例市平均))を加えて算出したものです。

民　間			参　考
対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A／B
用務員	49.1	244,800　円	1.65
廃棄物処理業従業員	47.7	314,900　円	1.43

区　分	参　考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C／D
熊谷市	＝	＝	＝
うち業務職員	6,628,680　円	3,297,300　円	2.01
うち清掃職員	7,192,448　円	4,376,300　円	1.64

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(令和3～令和5年度の3か年平均)

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、熊谷市職員は臨時・非常勤職員を除く正規職員であるのに対し、民間従業員にはアルバイト等の非正規職員を含んだ状況であり、経験年数、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているもではありません。

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③消防職

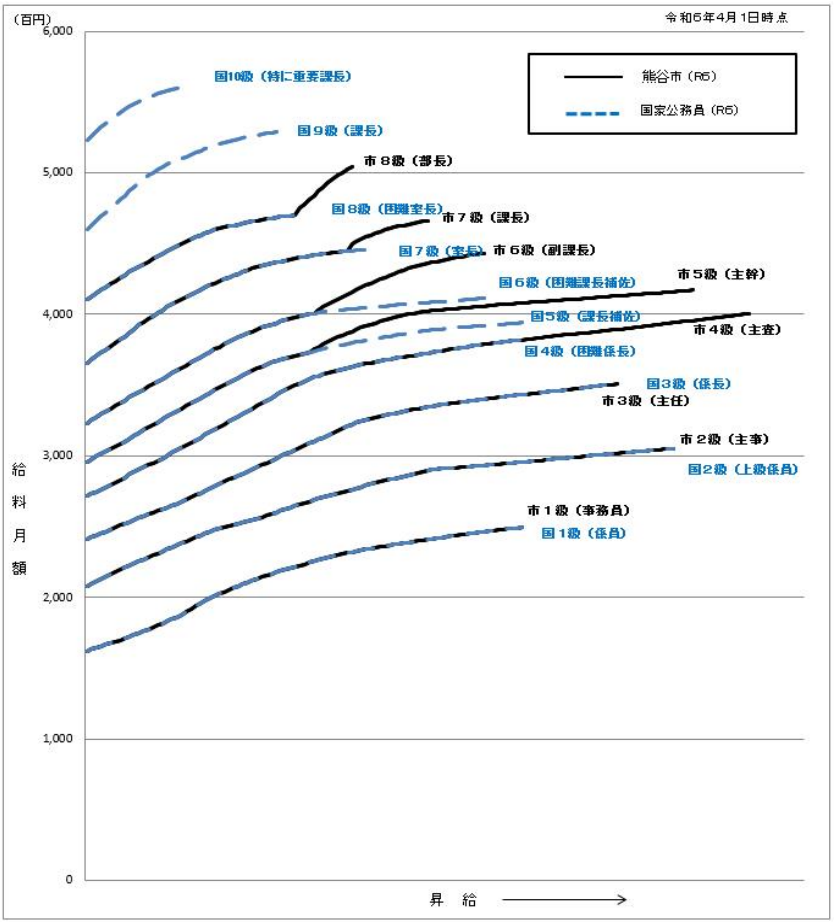
区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
熊谷市	41.5　歳	334,519　円　(344,554)	405,913　円	369,835　円
埼玉県	ー　歳	ー　円	ー　円	ー　円
国	ー　歳	ー　円	ー　円	ー　円
類似団体	39.6　歳	320,266　円　(341,851)	422,855　円	375,937　円

※　平均給料月額の()内は、地域手当(熊谷市3%、類似団体6.74%(施行時特例市平均))を加えて算出したものです。

※　「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区　分		熊 谷 市	埼 玉 県	国
一般行政職	大 学 卒	202,400　円 (208,472)	205,579　円 (222,642)	196,200　円 (235,440)
	高 校 卒	170,900　円 (176,027)	173,584　円 (187,991)	166,600　円 (199,920)
技能労務職	高 校 卒	170,900　円 (176,027)	176,428　円 (191,071)	ー　円
	中 学 卒	ー　円	159,872　円 (173,141)	ー　円
消 防 職	大 学 卒	206,600　円 (212,798)	ー　円	ー　円
	高 校 卒	174,900　円 (180,147)	ー　円	ー　円

※　()内は、地域手当(熊谷市3%、埼玉県8.3%、国20%(特別区))を加えて算出したものです。

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区　　分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満	経験年数30年以上35年未満
一般行政職	大 学 卒	290,953 円	376,168 円	412,285 円	433,995 円
	高 校 卒	269,625 円	312,150 円	363,300 円	378,908 円
技能労務職	高 校 卒	― 円	342,333 円	364,538 円	368,500 円
	中 学 卒	― 円	― 円	― 円	389,400 円
消 防 職	大 学 卒	297,487 円	374,907 円	402,779 円	420,533 円
	高 校 卒	265,059 円	361,200 円	379,082 円	396,588 円

※ 経験年数の区分は、総務省の定める様式では10年、20年、25年、30年になっていますが、該当人数の少ない区分が多いため、地方公務員給与実態調査に基づく区分になっています。

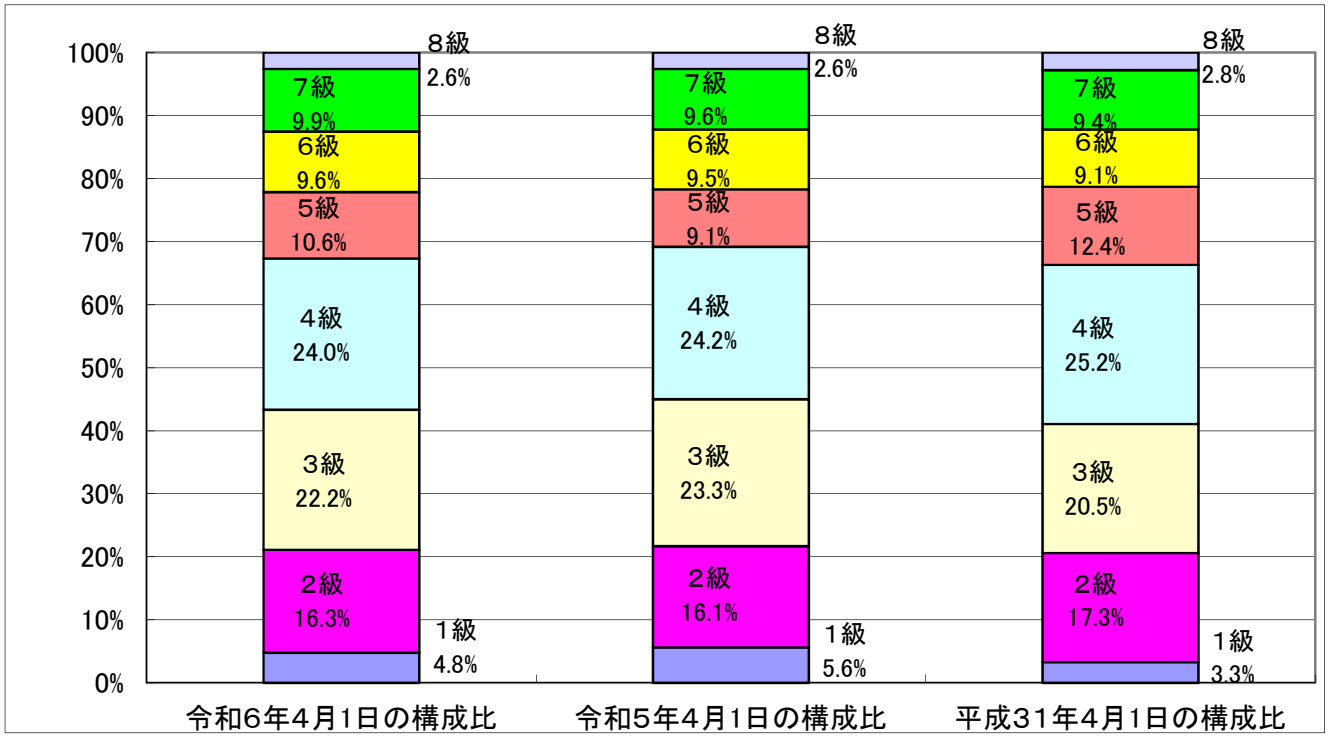
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8　級	部長・局長	人 19	% 2.6	円 410,300	円 504,600
7　級	課長・所長	人 73	% 9.9	円 365,500	円 466,200
6　級	副課長・副所長	人 71	% 9.6	円 323,100	円 443,100
5　級	主幹	人 78	% 10.6	円 295,400	円 417,000
4　級	主査・係長	人 177	% 24.0	円 271,600	円 400,400
3　級	主任	人 164	% 22.2	円 240,900	円 351,000
2　級	主事・技師	人 120	% 16.3	円 208,000	円 305,200
1　級	事務員・技術員	人 35	% 4.8	円 162,100	円 249,400

※ 熊谷市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※ 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(熊谷市)

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分		○		
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

熊谷市	埼玉県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,605 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,707 千円	―
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 (1.375)月分 勤勉手当 2.05 月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

※ ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(熊谷市)

令和６年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○		○	○
	上位、標準の成績率		○		
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない					
	活用予定時期				

※ 上記「管理職員」とは7級以上の職員としています。

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

熊谷市			国		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)	
1人当たり平均支給額	11,399 千円	15,143 千円			

※ 「退職手当の1人当たり平均支給額」は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

※ 「勧奨・定年」のうち「定年」には定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			160,300 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			121,808 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
市内全域	3 %	1,316 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	39,177 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	78,041 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	38.1 %
手当の種類（手当数）	15

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	市税の賦課徴収に従事する職	市税の賦課徴収業務	4,435 千円	1月 5,000円
		上記に関する出張業務	407 千円	1日 200円
し尿処理作業手当	し尿処理作業に従事する職	現にし尿処理作業に従事した場合	1,921 千円	1日 770円
	第一水光園及び荒川南部環境センターにおいてスカム出し作業及び沈砂除去作業に従事する職	現にスカム出し、沈砂除去作業に従事した場合	2,676 千円	1日 3,000円
	し尿くみ取り立合い又は便そう調査の作業に従事する職	現にし尿くみ取り立合い、便そう調査の作業に従事した場合	千円	1日 300円
ごみ処理、下水溝渠（きょ）清掃作業手当	ごみ処理作業に従事する職	現にごみ処理作業に従事した場合	2,794 千円	1日 750円
			3,802 千円	1日 850円（自動車運転）
		現に環境美化センターにおけるリサイクル作業に従事した場合	千円	1日 850円
		定時収集業務に2人で従事した場合に加算	2,846 千円	1日 400円
			117 千円	半日 200円
	下水溝渠（きょ）清掃作業に従事する職	現に下水溝渠（きょ）清掃作業に従事した場合	8 千円	1日 650円
			千円	1日 700円（自動車運転）
行旅病人、同死亡人、変死人取扱手当	行旅病人の取扱業務に従事する職員	行旅病人の取扱業務	千円	1件 1,000円
	行旅死亡人、変死人の取扱業務に従事する職員	行旅死亡人、変死人の取扱業務	4 千円	1件 2,000円
社会福祉業務手当	現業社会福祉業務に従事する職	現業社会福祉業務	2,570 千円	1月 5,000円
	あかしあ育成園において指導及び訓練の業務に従事する職	指導、訓練の業務	216 千円	1月 3,000円
災害出勤手当	風水震災等の災害対策業務のため出動する職	風水震災等の災害対策業務のため出動した場合	17 千円	1日 500円
火葬作業手当	火葬作業に従事する職	火葬作業	千円	1体 800円
植物防除作業手当	農薬を使用して植物の病害虫の防除作業に従事する職	農薬を使用しての植物の病害虫防除作業	63 千円	1日 200円

（特殊勤務手当　続き）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
土木作業手当	土木作業に従事する職	現に土木作業に従事した場合	259 千円	1日　580円
			639 千円	1日　680円（自動車運転）
	水路浚渫、側溝清掃、汚泥収集及び舗装補修作業に従事する職	現に水路浚渫、側溝清掃、汚泥収集及び舗装補修作業に従事した場合	75 千円	1日　650円
			1,414 千円	1日　700円（自動車運転）
保育業務手当	市立保育所において乳児又は幼児の保育の業務に従事する職	乳児又は幼児の保育業務	3,075 千円	1月　3,000円
変則勤務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が日曜日等に行われる業務に従事する職員（消防職員を除く）。 ただし、管理職、時間外勤務手当25/100が支給される職員には支給しない。	日曜日及び祝日等	2,574 千円	1日　1,000円
		土曜日（勤務時間が7時間45分以上のとき。）		1日　1,000円
		土曜日（勤務時間が4時間以上7時間45分未満のとき。）	157　千円	1日　500円
		平日（土曜日を除く。）午後5時15分から午後12時までの間に4時間以上勤務した場合		1日　500円
特殊自動車運転手当	大型特殊自動車又は車両系建設機械の運転業務に従事する職員	大型特殊自動車又は車両系建設機械（ホイルローダーショベル・ブルドーザー（ドーザーショベル）・グレーダー・振動ローダー）の運転業務	179 千円	1月　1,000円
消防手当	ポンプ自動車又は救急車の機関作業に従事する職員	ポンプ自動車又は救急車の機関作業（専任）	826 千円	1月　1,300円
		ポンプ自動車又は救急車の機関作業（兼務）	475 千円	1月　800円
	火災出動に従事する職員	現に出動した場合	126 千円	1回　100円
			302 千円	1回　300円（放水作業従事）
	救急、救助作業に従事する職員	現に出動した場合	729 千円	1回　100円
			4,692 千円	1回　150円（搬送作業従事）
消防職員夜間特殊業務手当	消防業務に従事する職員	深夜における勤務（1時間以下の場合）	195 千円	1日　100円
		深夜における勤務（1時間を超え3時間以下の場合）	1,280 千円	1日　250円
		深夜における勤務（3時間を超える場合）	220 千円	1日　350円
防疫等作業手当	新型コロナウイルス感染症に対処するための作業に従事する職員	保健所の指導に基づく消毒作業等	96 千円	1日　3,000円
		新型コロナウイルス感染症の患者等の救急搬送業務に係る作業		1日　4,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	301,357　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	279　千円
支給実績（令和4年度決算）	315,066　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	291　千円

※　職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日の総職員数（管理職、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和5度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5度決算）
扶養手当	配偶者 8級職 3,500円 7級職以下 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満16歳の年度初から満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同じ		千円 136,700	円 255,037
住居手当	貸家・借間 家賃に応じた額（限度28,000円）	同じ		千円 89,607	円 118,842
	持家 1,500円 持家（新築又は購入後5年間） 3,000円	異なる	制度なし		
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6箇月等最長期間の定期代の額に応じて55,000円を限度に支給	同じ		90,655	円 84,017
	○自動車等を使用する場合 距離に応じて 3,100円～26,100円	異なる	○自動車等を使用する場合 距離に応じて 2,000円～31,600円		
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 定額制 【支給額】 8級職（部長・局長等） 82,000円 8級職（次長・参事等） 70,000円 7級職（課長等） 55,000円 6級職（副課長等） 40,000円	同じ		132,631	円 581,714

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料月額等	（参考）類似団体における最高／最低額
給料	市長	945,000 円 （ 円）	1,137,000 円／ 728,000 円
	副市長	796,000 円 （ 円）	925,000 円／ 658,300 円
報酬	議長	548,000 円 （ 円）	758,000 円／ 531,000 円
	副議長	475,000 円 （ 円）	708,000 円／ 466,000 円
	議員	455,000 円 （ 円）	664,000 円／ 439,000 円
地域手当	市長	3 %	
	副市長	3 %	
期末手当	市長 副市長	（令和5年度支給割合） 4.50 月分	
	議長 副議長 議員	（令和5年度支給割合） 4.50 月分	
退職手当		（算定方式）	（1期の手当額） （支給時期）
	市長	給料月額×在職月数×4/12	15,120,000円 任期毎に支給
	副市長	給料月額×在職月数×3.5/12	11,144,000円 任期毎に支給
備考			

※ 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額です。

※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

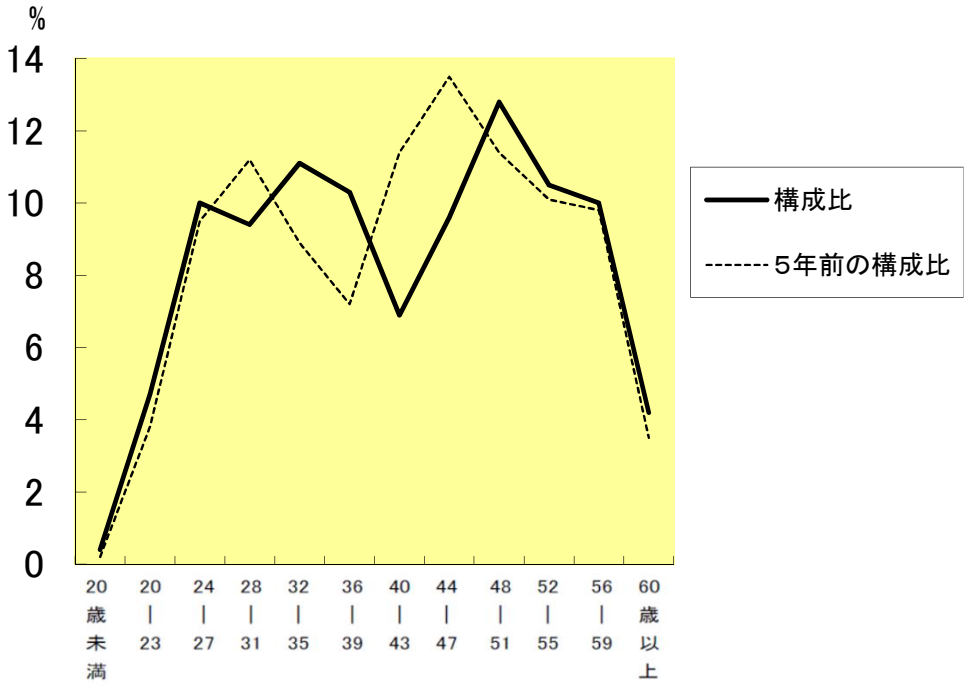
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

区分 / 部門			職員数 令和5年4月1日	職員数 令和6年4月1日	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	12	12	0	
		総務	249	250	1	事務の調整による増
		税務	75	74	△ 1	事務の調整による減
		労働	4	3	△ 1	事務の調整による減
		民生	236	233	△ 3	事務の調整による減
		衛生	118	112	△ 6	事務の調整による減
		農林水産	32	31	△ 1	事務の調整による減
		商工	25	28	3	事務の調整による増
		土木	153	154	1	事務の調整による増
		計	904	897	△ 7	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 46.70 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 47.35 人)
	教育部門		97	95	△ 2	事務の調整による減
	消防		246	250	4	事務の調整による増
	小計		1,247	1,242	△ 5	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 64.66 人 (類似団体の人口1万当たり職員数 65.58 人)
公営企業等会計部門	水道		31	31	0	
	下水道		26	26	0	
	その他		46	47	1	事務の調整による増
	小計		103	104	1	
合計			1,350 [1,650]	1,346 [1,650]	△ 4 [ ]	＜参考＞ 人口1万当たり職員数 70.08 人

※ 職員数は、一般職に属する職員数です。

※ [ ]内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区　分	20歳 未満	20歳 〉 23歳	24歳 〉 27歳	28歳 〉 31歳	32歳 〉 35歳	36歳 〉 39歳	40歳 〉 43歳	44歳 〉 47歳	48歳 〉 51歳	52歳 〉 55歳	56歳 〉 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 5	人 63	人 135	人 127	人 149	人 139	人 93	人 129	人 172	人 142	人 135	人 57	人 1,346

(3)職員数の推移

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数・率	
一般行政	887	883	881	885	904	897	10	1.1%
教育	99	97	99	100	97	95	△ 4	-4.0%
消防	242	244	242	242	246	250	8	3.3%
普通会計計	1,228	1,224	1,222	1,227	1,247	1,242	14	1.1%
公営企業等会計計	111	106	103	101	103	104	△ 7	-6.3%
総合計	1,339	1,330	1,325	1,328	1,350	1,346	7	0.5%

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区　分	総費用 A	純損益 又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和4年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	4,047,704	437,282	191,133	4.7	4.9

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費　B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	31	118,592	24,207	48,334	191,133	6,166

(参考)団体平均 一人当たり給与費
千円
6,119

※ 職員手当には退職手当を含みません。

※ 職員数については、令和5年3月31日現在の人数です。

※ 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊　谷　市	43.2　歳	346,817　円	526,510　円
団　体　平　均	45.8　歳	337,221　円	508,691　円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

※ 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

熊谷市(企業職・水道事業)	熊谷市(企業職以外)
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,542　千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,605　千円
(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (　1.375　)月分　(　0.975　)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　勤勉手当 2.45　月分　2.05　月分 (　1.375　)月分　(　0.975　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20%

※ ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

熊谷市(企業職・水道事業)			熊谷市(企業職以外)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度	47.709　月分	47.709　月分	最高限度	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	ー　千円	ー　千円	1人当たり平均支給額	11,399　千円	15,143　千円

※ 「退職手当の1人当たり平均支給額」は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

※ 「勧奨・定年」のうち「定年」には定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ　地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			3,590　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			112,201　円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
市内全域	3　%	32　人	3　%

エ　特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	18　千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	2,188　円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	25.0　%
手当の種類（手当数）	市長部局の手当数　15　うち該当手当数　2

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度）	左記職員に対する支給単価
ごみ処理、下水溝渠清掃作業手当	ごみ処理作業に従事する職	現にごみ処理作業に従事した場合	2　千円	1日　750円
災害出勤手当	風水震災等の災害対策業務のため出動する職	風水震災等の災害対策業務のため出動した場合	15　千円	1日　500円
変則勤務手当	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が日曜日等に行われる業務に従事する職員。 ただし、管理職、時間外勤務手当25/100が支給される職員には支給しない。	日曜日及び祝日等	1　千円	1日　1,000円
		土曜日（勤務時間が7時間45分以上のとき。）		1日　1,000円
		土曜日（勤務時間が4時間以上7時間45分未満のとき。）	千円	1日　500円
		平日（土曜日を除く。）午後5時15分から午後12時までの間に4時間以上勤務した場合		1日　500円

※　特殊勤務手当については、市長部局の例によっています。

オ　時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	11,835　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	438　千円
支給実績（令和4年度決算）	11,057　千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	442　千円

※　職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日の総職員数（管理職、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ　その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5度決算）
扶養手当	配偶者 8級職　3,500円 7級職以下　6,500円 子　10,000円 父母等　6,500円 満16歳の年度初から満22歳の年度末までの子　1人につき5,000円加算	同じ		千円 2,222	円 185,167
住居手当	貸家・借間　家賃に応じた額（限度28,000円） 持家　1,500円 持家（新築又は購入後5年間）　3,000円	同じ		千円 1,762	円 103,618
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6箇月等最長期間の定期代の額に応じて55,000円を限度に支給 ○自動車等を使用する場合 距離に応じて　3,100円～26,100円	同じ		千円 1,570	円 56,057
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 定額制 【支給額】 8級職（部長・局長等）　82,000円 8級職（次長・参事等）　70,000円 7級職（課長等）　55,000円 6級職（副課長等）　40,000円	同じ		千円 3,084	円 616,800

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区　分	総費用 A	純損益 又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和4年度の総費用に占める職員給与費比率
令和5年度	千円 3,641,796	千円 540,118	千円 161,408	% 4.4	% 4.4

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費　B/A
		給　料	職員手当	期末・勤勉手当	計　B	
令和5年度	人 26	千円 104,002	千円 14,427	千円 42,979	千円 161,408	千円 6,208

(参考)団体平均 一人当たり給与費
千円 6,023

※ 職員手当には退職手当を含みません。

※ 職員数については、令和5年3月31日現在の人数です。

※ 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区　分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊　谷　市	42.4　歳	347,330　円	510,340　円
団　体　平　均	44.5　歳	334,536　円	501,579　円

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

※ 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出しています。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

熊谷市(企業職・下水道事業)	熊谷市(企業職以外)
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,576　千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,605　千円
(令和5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分 (　1.375　)月分 勤勉手当　2.05　月分 (　0.975　)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当　2.45　月分 (　1.375　)月分 勤勉手当　2.05　月分 (　0.975　)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～20%

※ ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(令和6年4月1日現在)

熊谷市(企業職・下水道事業)			熊谷市(企業職以外)		
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分	勤続20年	19.6695　月分	24.586875　月分
勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分	勤続25年	28.0395　月分	33.27075　月分
勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分	勤続35年	39.7575　月分	47.709　月分
最高限度	47.709　月分	47.709　月分	最高限度	47.709　月分	47.709　月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	
1人当たり平均支給額	－　千円	－　千円	1人当たり平均支給額	11,399　千円	15,143　千円

※ 「退職手当の1人当たり平均支給額」は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

※ 「勧奨・定年」のうち「定年」には定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以降その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			3,258 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			130,281 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
市内全域	3 %	25 人	3 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	20 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	2,413 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）	32.0 %
手当の種類（手当数）	市長部局の手当数 15 うち該当手当数 2

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度）	左記職員に対する支給単価
ごみ処理、下水溝渠清掃作業手当	ごみ処理作業に従事する職	現にごみ処理作業に従事した場合	2 千円	1日 750円
	下水溝渠清掃作業に従事する職	現に下水溝渠清掃作業に従事した場合	2 千円	1日 650円
			4 千円	1日 700円（自動車運転）
災害出勤手当	風水震災等の災害対策業務のため出動する職	風水震災等の災害対策業務のため出動した場合	13 千円	1日 500円

※ 特殊勤務手当については、市長部局の例によっています。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	3,802 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	181 千円
支給実績（令和4年度決算）	3,642 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	192 千円

※ 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日の総職員数（管理職、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含みます。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（令和5度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和5度決算）
扶養手当	配偶者 3,500円 8級職 6,500円 7級職以下 子 10,000円 父母等 6,500円 満16歳の年度初から満22歳の年度末までの子 1人につき5,000円加算	同じ		千円 2,364	円 295,500
住居手当	貸家・借間 家賃に応じた額（限度28,000円） 持家 1,500円 持家（新築又は購入後5年間） 3,000円	同じ		千円 932	円 77,600
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 6箇月等最長期間の定期代の額に応じて55,000円を限度に支給 ○自動車等を使用する場合 距離に応じて 3,100円～26,100円	同じ		千円 1,773	円 88,630
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 定額制 【支給額】 8級職（部長・局長等） 82,000円 8級職（次長・参事等） 70,000円 7級職（課長等） 55,000円 6級職（副課長等） 40,000円	同じ		千円 2,280	円 570,000